

2025年5月22日

各 位

会社名 Unipos 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松島 稔
(コード：6550 東証グロース市場)
問合せ先 経営管理部長 秋田 佳祐
(TEL. 03-6773-5038)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社のA種優先株式（以下「当社優先株式」といいます。）の内容の変更に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款変更は、①本株式交換契約（以下で定義します。）に係る議案が2025年6月27日開催予定の2025年3月期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本普通株式種類株主総会」といいます。）において承認されること、並びに、②定款の一部変更に係る議案が本定時株主総会及び本定時株主総会と同日に開催予定の当社優先株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本優先株式種類株主総会」といいます。）において承認されることを条件としています。

記

1. 変更の理由

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）及び当社が本日公表した「株式会社リンクアンドモチベーションによるUnipos株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」とおり、当社は、当社をLMIの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本日開催の取締役会において、LMIを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、LMIとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

また、LMIは、本取引の一環として、本日開催の同社取締役会において、本株式交換の効力が発生する前に、Sansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）から、同社が保有する当社優先株式及び当社普通株式を株式譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）により取得することを決議し、Sansanとの間で株式譲渡契約を締結したとのことです。

当社は、Sansan及びLMIから、当社優先株式に当社の普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されているため、本株式譲渡について金融商品取引法上の公開買付け規制が適用される可能性があるとして、これが適用されないことを明確にすべく、当該取得請求権の定めを削除することについて要請を受けました。当社は、かかる要請を踏まえ、本取引を実施するため、本定款変更により、当社優先株式に係る当該取得請求権の定めを削除することとしたものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

本定款変更に係る取締役会決議	2025年5月22日（本日）
本定時株主総会決議日	2025年6月27日予定
本普通株式種類株主総会決議日	
本優先株式種類株主総会決議日	
本定款変更の効力発生日	2025年6月27日予定

なお、本定款変更は、①本株式交換契約に係る議案が本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会において承認されること、及び、②定款の一部変更に係る議案が本定時株主総会及び本優先株式種類株主総会において承認されることを条件として、効力が生じるものとします。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="201 483 762 555"><u>第 11 条の 10 (普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p data-bbox="201 586 555 618">1. <u>普通株式対価取得請求権</u></p> <p data-bbox="255 649 783 1093">A 種優先株主は、<u>2022 年 7 月 1 日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の当会社の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該 A 種優先株主に対して交付する。</u></p> <p data-bbox="201 1124 783 1196">2. <u>A 種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p data-bbox="255 1227 783 1671">A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、<u>A 種優先株式 1 株当たりの払込金額である 1,000,000 円に普通株式対価取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じて得られる額を次項乃至第 7 項において定める取得価額で除して得られる数とする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第 167 条第 3 項によって端数相当額の代金が交付される。</u></p> <p data-bbox="201 1702 421 1733">3. <u>当初取得価額</u></p> <p data-bbox="255 1765 783 1995">当初取得価額は、<u>発行決議日である 2021 年 5 月 19 日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値 (終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。)</u> である</p>	<p data-bbox="826 483 903 515">(削除)</p>

344 円に 0.7 を乗じた金額（円位未満切上げ。）である 241 円とする。

4. 取得価額の修正

2022 年 7 月 1 日以降毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式 1 株当たり時価（以下「普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）」という。）が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。但し、普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）が次項に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）が第 6 項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式 1 株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）とする。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間の期間において、第 7 項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第 7 項に準じて調整される。

5. 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする（但し、第 7 項による調整を受ける。）。

6. 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である 2021 年 5 月 19 日の直前営業日までの直近 1 ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）である 344 円に 0.5 を乗じた金額（円位未満切上げ。）である 172 円とする（但し、次項によ

る調整を受ける。)

7. 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c) 下記④に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株

り、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記④

に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

<p>② <u>上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主又はA種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>(a) <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(b) <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づき調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(c) <u>その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>③ <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>④ <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入</u></p>	
--	--

<p>する。)とする。</p> <p>⑤ <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本⑤により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p>	
<p>第 11 条の <u>11</u> (金銭を対価とする取得条項) (省略)</p>	<p>第 11 条の <u>10</u> (金銭を対価とする取得条項) (現行どおり)</p>
<p>第 11 条の <u>12</u> (譲渡制限) (省略)</p>	<p>第 11 条の <u>11</u> (譲渡制限) (現行どおり)</p>